

1-② 本会議場における市民に分かりやすい質問・質疑の在り方の検討

現 状	<p>本会議における質問・質疑は、代表制による一般質問・質疑（通常予算の質疑は代表質疑を例とする。）を採用し、一括質問一括答弁方式で行っている。</p> <p>これまで、一問一答方式の導入については、第2次市会改革検討小委員会（平成18年1月～19年2月）及び前任期の市会改革推進委員会（平成21年5月～23年3月）においても検討したが、議場のレイアウト等、克服すべき課題が多いことから、いずれも今後の検討課題とされた。</p>
検討趣旨	<p>本会議における市民に分かりやすい質問・質疑の在り方として一問一答方式が導入できるのかについて検討する。</p>
課 題	<p>① 本市会の議場は、質問者席と答弁者席が対面となっておらず、また、マイク設備も演壇にしかない。</p> <p>② 自席での発言を認める場合や発言回数の制限を撤廃する場合は、会議規則を改正する必要がある。</p>
論 点	<p>① 一問一答方式を導入するのだろうか。</p> <p><導入する場合></p> <p>②-1 議場のレイアウト（質問者席、答弁者席の設置等）をどのようにするのか。</p> <p>②-2 どのようなルール（発言回数、時間の計測方法等）により行うのか。</p>
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <p>さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、名古屋市が選択制にて採用している。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○京都市会会議規則</p> <p>第47条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>第53条 質疑は、同一議員につき同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第94条 質問については、第47条（発言の許可等）、第48条（発言の通告及び順序）、第49条（発言の通告をしない者の発言）、第52条（発言内容の制限）、第53条（質疑の回数）及び第55条（発言の継続）の規定を準用する。</p>